

横浜市中企業振興基本条例に基づく

平成22年度の取り組み状況について

1 中小企業振興施策の実施状況について 2

【報告書掲載事業】 3事業／全体63事業

番号	事業名	掲載頁
31	横浜港内視察事業	41 ページ
32	客船誘致推進事業（シャトルバス運行）	41 ページ
63	グリーン経営認証の取得奨励事業 —「ゆっくり走ろう！横浜港」—	63 ページ

<参考> 中小企業振興関連施策について 3

番号	事業名	備考
	国際コンテナ戦略港湾の推進	
	市民と港	

2 工事、物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の 増大について 4

1 中小企業振興施策の実施状況について

【報告書掲載事業】

(単位:千円)

報告書
掲載番号

31

横浜港内視察事業

(港湾局賑わい振興課)

【事業内容】

横浜港に対する市民理解促進のため、船を使った港内視察事業を実施しています。

21年度までは市所有の船舶を使用していましたが、22年度にこの事業を民間委託に切り替えたことにより、遊覧船運航業を営む中小企業の事業活動の活性化に繋がりました。

【実績】

22年度民間船マリンシャトルを利用した「横浜港内視察事業」の実績は、約18,000人です。

22年度 決算額	21年度 決算額
9,417	—

32

客船誘致推進事業 (シャトルバス運行)

(港湾局賑わい振興課)

【事業内容】

クルーズ客船の寄港時に、乗客を対象に大さん橋から市内中心部を結ぶシャトルバスを運行しました。

この取組は、乗客の土産物などへの消費を促し、市内の観光関連中小企業の事業活動の活性化に繋がっています。

【実績】

外国船11隻に対し41台のシャトルバスを運行しました。

(単位:千円)

22年度 決算額	21年度 決算額
9,364	9,339

63

グリーン経営認証の取得奨励事業 —「ゆっくり走ろう！横浜港」—

(港湾局南部管理課)

【事業内容】

CO2の削減を目指し、港湾運送、トラック運送事業等を対象とした「グリーン経営認証」の取得奨励を行う事業。認証を受け、認証費用(審査料及び登録料金等)を負担した場合、1事業者あたり7万5千円を補助しました。

【実績】

中小企業に対象を限定した事業ではないが、中小企業を中心に年間20社を上限として補助しています。

○数値実績

- ・22年度 20社中15社が中小企業
- ・21年度 20社中11社が中小企業

(単位:千円)

22年度 決算額	21年度 決算額
1,500	1,500

<参考> 中小企業振興関連施策について

【関連施策】

国際コンテナ戦略港湾の推進

(港湾局港湾経営課、企画調整課)

【事業内容】

横浜港は、22年8月に国の「国際コンテナ戦略港湾」に選定されました。東アジア主要港における国際競争力強化のため、「高規格コンテナターミナル」など先進的な港湾施設の整備を推進するとともに、トランシップを含めた輸出入貨物の集荷策を展開しています。

こうした取組を進めることで、港に関連する事業活動や市内経済の活性化につながりました。

【実績】

- ・南本牧MC-3コンテナターミナルの岸壁整備を進めました。
- ・南本牧ふ頭連絡臨港道路についても建設に着手しました。
- ・本牧・大黒ふ頭再整備のため、岸壁の改修等を行いました。
- ・利用者ニーズを把握するため、船会社・荷主企業等の訪問を頻繁に行っています。
- ・内航フィーダー輸送を更に強化し、国内貨物集荷を図るため、京浜港と仙台塩釜港間で協定を締結しました。(23年1月)

(単位:千円)

22年度 決算額	21年度 決算額
11,137,351	—

市民と港

(港湾局賑わい振興課)

【事業内容】

横浜港は、「市民生活を支える物流」と「港町ヨコハマの観光」の拠点です。この横浜港に対する市民理解を促進し、市民の愛着を一層高め、港周辺の賑わいと交流を創出していくことで、市内経済の活性化を図りました。

港内視察事業による港湾機能への市民啓発、国際客船ターミナルの役割強化、水際線エリアでの観光施策などを進めることで、港周辺の中小企業の事業活動にも貢献しました。

【実績】

- ・港内視察事業は、21年までは市の所有船舶を使用していましたが、22年から民間船(中小企業)を活用することとしました。
- ・22年は122隻の客船が寄港し、15年から8年連続で日本一の寄港数となりました。
- ・市民や来街者に向けた横浜港のPRを行うとともに、水際線エリアで開催されるイベントに協力し、さらなる賑わいと交流の場づくりを推進しました。
- ・市民利用施設等のネットワーク化を図り、23年3月には参加施設による集客キャンペーンを実施しました。(3月10日～31日実施)

(単位:千円)

22年度 決算額	21年度 決算額
68,798	141,599

2 工事、物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 平成22年度の受注機会増大に向けた取組

工事、物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針としております。

平成22年度は港湾局において、以下のような取組を行いました。

- ① 大規模工事において、市内企業への技術移転を目的に中小企業を含む市内企業が必ずJV（共同企業体）の構成員として参画する「技術修得型」の工事を発注（2件）
- ② 東日本大震災により被害を受けた港湾施設の復旧工事にあたり、横浜港災害対策支援協議会対応工事への市内中小企業の参画や、市内中小企業に優先発注
- ③ 局業者選定委員会において、市内中小企業者を優先的に選定

前年度と比較すると、物品・委託の構成比率について契約金額は減少したものの契約件数は増加しました。工事については、南本牧ふ頭整備事業で技術力や大型作業船を必要とする地盤改良工事が全体の契約金額の約半分を占めたため、件数・金額とも構成比率は減少しましたが、これら工事の発注にあたって「技術修得型」を導入し、市内中小企業への発注に努めました。

市内中小企業者への発注状況(港湾局契約分)

年度	区分	契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)							単独随意契約及び大規模契約の合計		
		市内中小企業契約実績							件数	金額	
		件数	構成比率	構成比率の前年度からの増減	金額	構成比率	構成比率の前年度からの増減	件数			金額
		件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円
平成22年度	工事									12	190,048
	物品	415	72.7	2.9	66,918	77.0	-2.6	571	86,865	131	37,407
	委託	121	73.8	8.8	158,828	29.9	-6.3	164	530,872	88	785,050
	合計	536	72.9	4.1	225,746	36.5	-4.9	735	617,737	231	1,012,505
平成21年度	工事			—			—				
	物品	466	69.8	—	65,040	79.6	—	668	81,699	180	50,020
	委託	117	65.0	—	215,374	36.2	—	180	594,974	100	938,231
	合計	583	68.8	—	280,414	41.4	—	848	676,673	280	988,251

※「構成比率」はそれぞれの数値(件数又は金額)が契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)に占める割合
 ※「契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地がなく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約(政府調達協定(WTO)対象契約)を除いたもの

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

年度	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計		
		市内中小企業契約実績					件数	金額	件数	金額	
		件数	構成比率	構成比率 の前年度 からの 増減	金額	構成比率					構成比率 の前年度 からの 増減
		件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円
平成 22 年度	工事	93	91.2	-1.7	1,875,688	45.1	-43.1	102	4,154,528	9	4,432,664
	物品	40	95.2	4.3	48,981	93.8	0.1	42	52,239	4	7,434
	委託	45	93.8	1.2	489,908	94.6	0.0	48	517,868	12	48,070
	合計	178	92.7	0.3	2,414,577	51.1	-38.2	192	4,724,635	25	4,488,168
平成 21 年度	工事	105	92.9	—	2,640,462	88.2	—	113	2,992,104	13	4,520,145
	物品	40	90.9	—	48,191	93.7	—	44	51,441	3	6,915
	委託	50	92.6	—	554,958	94.6	—	54	586,867	11	51,138
	合計	195	92.4	—	3,243,611	89.3	—	211	3,630,412	27	7,955

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地がなく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの

（2） 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

- ① 大規模工事において「技術修得型」の工事発注を可能な限り実施することとし、23年度は5件（契約済3件）を予定
- ② 発注事務において、対象事業者の所在地区分及び企業規模を確認し、市内中小企業者への優先発注を徹底